

令和8年度 交通安全施設補修工事 県単(その1) 横断地下歩道点検業務委託

特 記 仕 様 書
【見積仕様書】

令和8年7月

神奈川県藤沢土木事務所

1. 適用の範囲

この特記仕様書は、神奈川県の「測量・調査・設計業務共通仕様書（R3年4月）（以下、「共通仕様書」という。）における特記仕様書であり、「令和8年度 交通安全施設補修工事 県単（その1）横断地下歩道点検業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。本特記仕様書に明示なき事項は、共通仕様書によるものとする。

なお、見積公募は赤枠に示す範囲内とする。

2. 業務目的

本業務は、横断地下歩道について「道路トンネル定期点検要領」に基づき定期点検を行うもので、横断地下歩道本体工（スロープ、階段を含む）の変状や、上屋を含む附属物の異常を把握し、安全で効果的な維持管理に必要な措置を特定するための情報収集を目的とする。

なお、点検では、応急対策や追加調査、対策工の必要性を判定し、記録を作成するだけでなく、利用者の被害を防ぐため、壁面や路面の浮き・剥離箇所の撤去、取付金具の締め直しなどの応急措置までを実施するものとする。

3. 業務概要

路線名：国道134号 外

業務名：令和8年度 交通安全施設補修工事 県単（その1）
横断地下歩道点検業務委託

箇所名：藤沢市片瀬海岸一丁目地内 外

業務概要：横断地下歩道点検 N=8 トンネル

4. 対象箇所

本業務は、藤沢土木事務所管内の別表に示す横断地下歩道を対象とする。

5. 業務内容

見積公募範囲

（1）計画準備

点検に必要な業務計画書の作成、資料の収集・整理、現地踏査、関係機関協議を行う。

1) 業務計画書の作成

本業務内容を把握した上で、業務計画書を作成する。

2) 資料収集整理

発注者が貸与する資料等を整理し、横断地下歩道毎の詳細な点検計画を検討する。

3) 現地踏査

詳細な点検業務に先立ち現地踏査を行い、横断地下歩道の変状・異常の程度を把握する他、補修工事計画の作成に必要となる横断地下歩道の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の状況を調査し、記録（写真撮影含む）する。

4) 関係機関協議

詳細な点検業務の実施の際に必要な警察署など関係機関との協議用資料、説明用資料を作成する。

(2) 定期点検

「道路トンネル定期点検要領」に基づき、横断地下歩道本体工及び上屋を含む附属物の状態を、近接目視（必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用）により確認する。また、点検実施後に変状・異常に対して対策区分の判定を行う。

なお、浮き・はく離箇所の手ハンマーによる撤去、取付金具類のボルトの締め直し、がたつきのある照明灯具等の番線での固定等、点検時に実施可能な応急措置までを含むものとする。

(3) 診断

1) 点検結果に基づき、横断地下歩道本体工の変状等を外力、材質劣化、漏水の変状に区分し、健全性を診断する。

材質劣化及び漏水に起因する変状はそれぞれの変状毎に、また、外力に起因する変状はスパン(ブロック)毎に、健全性を診断するとともに、補修工事の必要性、緊急性を判定する。

2) 健全性の評価に当たっては、スパン（ブロック）毎に評価するものとし、各横断地下歩道の健全性には、スパン(ブロック)単位での最も評価の低い健全性を採用する。

なお、スパン(ブロック)毎に得られた外力、材質劣化、漏水に関する変状のうちで最も評価の厳しい変状の評価をそのスパン(ブロック)単位での健全性とする。

また、スパン(ブロック)単位が不明確で確認できない横断地下歩道については、スパン(ブロック)単位について発注者と協議して決定するものとする。

(4) 報告書作成

1) 点検調書の作成

点検結果及び診断結果をもとに「点検結果調書」をMicrosoft Excelにて作成し記録する。

併せて、必要に応じて発注者が保有する横断地下歩道台帳の記載事項を追記、補完する。

2) 報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や点検結果調書等の取りまとめを行う。なお、Microsoft Excelで作成した点検結果調書については、電子媒体でも納品するものとする。

(5) 照査

照査技術者は、点検調書及び報告書を照査する。

(6) 打合せ

業務に関する打合せ記録の整理は受注者が行い、打合せ後、速やかに記録簿を提出する。

なお、打ち合わせ回数は、中間3回を予定し、業務着手時及び業務完了時には管理技術者が出席するものとする。

6. 管理技術者

管理技術者は、共通仕様書第1107条の定めのほか、技術士及びRCCMについては、次に定める要件を満たす者とする。

1. 技術士（総合技術監理部門（「建設－道路」、「建設－鋼構造物及びコンクリート」、「建設－トンネル」のいずれか）又は建設部門（「道路」、「鋼構造物及びコンクリート」、「トンネル」のいずれか）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
2. RCCM（「道路」、「鋼構造物及びコンクリート」、「トンネル」のいずれか）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

7. 照査技術者

照査技術者は、共通仕様書第1108条の定めのほか、技術士及びRCCMについては、次に定める要件を満たす者とする。

1. 技術士（総合技術監理部門（「建設－道路」、「建設－鋼構造物及びコンクリート」、「建設－トンネル」のいずれか）又は建設部門（「道路」、「鋼構造物及びコンクリート」、「トンネル」のいずれか）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
2. RCCM（「道路」、「鋼構造物及びコンクリート」、「トンネル」のいずれか）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

8. 使用図書

本業務で使用する図書は、共通仕様書に定める適用仕様書・指針等の他、次のとおりとする。

1. 道路トンネル定期点検要領(令和8年7月、神奈川県県土整備局道路部道路管理課)
2. 道路トンネル維持管理便覧【本体工編】(令和2年度版、社団法人日本道路協会)
3. 土木研究所資料 道路トンネル変状対策工マニュアル(案)(平成15年2月、独立行政法人土木研究所)
4. シェッド, 大型カルバート等定期点検要領(令和7年7月、国土交通省 道路局 国道・防災課)
5. 道路のり面工・土工構造物の調査要領(案)(平成25年2月、国土交通省 国道・防災課)

9. 作業区分

本業務の作業区分は下表によるものとする。

作 業 区 分	施 工 区 分
昼 間 作 業	8 トンネル

ただし、作業区分に変更を要する場合は、調査職員と協議するものとする。

10. 貸与資料

共通仕様書に定める委託者が貸与する図書その他資料は次の通りとする。

- ①横断地下歩道台帳
- ②過年度の点検結果報告書

11. 成果品

電子納品対応（電子納品ガイドライン令和4年10月（令和7年7月一部改訂）神奈川県県土整備部 による）とし、次の成果品を提出するものとする。

- ・電子媒体・CD-R：2枚（正・副）
- ・報告書：1冊（電子媒体の内容を紙出力し、ファイルで綴じた簡易なもの）

見積条件

- 1）本見積は、委託業務費用の発注予定額算出のための参考見積とする。
- 2）本業務の積算は、見積徴収により採用する歩掛・単価の他、次のように行う。
 - (1)「打合せ」、「旅費交通費」、「電子納品作成費」、「その他原価」、「一般管理費等」、「諸経費」については、設計業務等標準積算基準書及び積算参考資料(計画・調査編)(神奈川県県土整備局 令和8年7月)に基づく。
 - (2)技術者単価及び労務単価は、設計業務委託等技術者単価表及び公共工事設計労務 単価表(神奈川県県土整備局 令和8年4月)に基づく。
- 3）見積有効期限は、令和9年3月31日までとする。
- 4）別添の見積様式に、人工等の必要事項を記載のうえ、提出するものとする。
- 5）見積の宛名は、「神奈川県藤沢土木事務所長」とする。
- 6）情報公開請求時には、原則として入手した全ての情報を公開する。